

令和8年度地域デジタル女子人材育成・就業支援業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度地域デジタル女子人材育成・就業支援業務

2 業務目的

本県では、若い世代、特に就職期にあたる20代前半の県外への転出が男女ともに拡大しており、特に女性の流出が加速している。

背景には、東京などの都市部（以下、「都市部」という。）との所得格差や希望する職業選択肢の少なさに加え、働き方改革の遅れなど複数の要因があると考えられ、女性が地域で将来のキャリアを描きにくい状況となっている。

一方、テレワークの普及などにより、地域に住みながら都市部の業務に携わることも可能となり、兼業・副業など多様で柔軟な働き方も広がりを見せている。

こうした本県の課題や働き方の変化を踏まえ、本事業では、就労・就業を希望する女性に対し、企業において需要の高いデジタルスキルのリスキングを行うとともに、都市部の企業や県内中小企業等の業務とのマッチングを行い、女性の将来的な所得向上や多様で柔軟な働き方での就労・就業促進を図る。

本事業を通じ、女性が地域に定着し、地域で暮らしながら将来のキャリアを描くことができる環境づくりを進める。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 契約限度額

26,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務内容

(1) デジタル女子人材の育成、就労・就業支援

ア 受講者の募集・選考

(ア) 受講者の募集

- ・受講者を募集し、申込者の受付を行うこと。
- ・主に20代前半の若い世代や県内各地域からの応募を促せるよう、県の広報媒体等との連携に加え、専用ホームページ、チラシ・リーフレット、SNS等を組み合わせた効果的な周知・広報を行うこと。
- ・当該ホームページは、パソコン・スマートフォン端末等で全ての機能を利用できるようにすること。
- ・県ホームページ等に掲載するため、当該ホームページのバナーデザインを作成すること。
- ・受講希望者を対象とした事業説明会を開催すること（1回以上、オンライン可）。
- ・周知・広報の際は、受講に必要なPCスキル等のレベルや環境を明示すること。

(イ) 受講者の選考

- ・受講申込受付時にアンケートを実施し、県と協議の上、学習意欲、就労・就業意欲、就労・就業経験等を考慮して申込者の中から受講者を選考・決定すること。
- ・選考においては、客観的な選考基準を用意すること。なお、選考基準の作成にあたっては、事前に県と協議すること。

イ デジタル女子人材育成講座の企画・運営

県内に居住する女性が、地理的制約がなく、都市部の企業等が発注する付加価値の高いデジタル関連業務をフリーランス等として安定的に受託できる人材となることを目的とする。受託者は、市場の需要動向を的確に捉え、実践的なスキルが習得できる講座を企画・提案し、運営すること。

(ア) 対象者

- ・県内在住の18歳以上の女性
- ・パソコンや通信環境等、必要最低限のハードウェア等を準備できる方
- ・検証作業（アンケート等）に協力可能である方

(イ) 講座内容・習得スキル

a 専門スキル分野

都市部企業において専門人材の需要が高く、高単価での業務受託が見込める以下のスキル分野を軸に、効果的なカリキュラムを構築すること。これらはいくまで例示であり、市場調査に基づき、これら以外の有望な分野に関する積極的な提案も行うこと。

(a) 基幹業務システム（ERP）活用支援スキル（例：SAP）

大企業を中心に導入が進む基幹業務システムの運用・保守・改善を支援できるスキルを習得する。

(b) 業務自動化（RPA）推進スキル（例：UiPath）

企業の定型業務を自動化するRPAの導入・運用を担うスキルを習得する。

(c) 生成AI活用支援スキル

急速に需要が拡大している生成AIを企業業務に組み込み、生産性向上を支援するスキルを習得する。

b 共通ビジネススキル

専門スキルを実務で活かし、フリーランスとして継続的に業務を受託するために必要な共通ビジネススキルに関する内容を、以下のスキルを軸に講座に組み込むこと。

(a) ビジネスコミュニケーション

就労・就業に向けて、ビジネスに必要なコミュニケーション基礎スキルを学習する。

(b) セルフブランディング

正規雇用やフリーランスなど、多様な契約形態での就労・就業を目指す上で必要な自己ブランディング方法を学習する。

(c) フリーランスで活躍するための基礎スキル

自立性、継続するためのマインド、売上向上のポイント、ポートフォリオ作成などの基礎知識を学習する。

(d) テレワーク基礎

テレワークを行う上での必要環境とセキュリティ、実務に必要なITツールを学習する。

c 講座の構成

- ・受講者の多様なバックグラウンドに対応できるよう、基礎から応用まで段階的に学べる階層的な講座構成とすること。
- ・知識の習得だけでなく、実際の業務を想定した演習を取り入れるなど、実践力を養成するカリキュラムとすること。
- ・テストなどを実施し、受講者の理解度を適宜把握すること。

d その他

講座で習得するスキルに関連して取得可能な資格があれば、受講者へ提案すること。

(ウ) 開催規模

- ・定員25名以上の連続講座
- ・学習内容や日程・難易度を選べるよう、複数コースに分けての実施も可能とする。

(エ) 実施期間

4か月程度（受講時間は170時間程度を想定）とするが、業務委託の完了に影響を及ぼさない範囲で当該期間を延長できる仕組みを設けるなど、受講者に寄り添った柔軟な対応を検討すること。

(オ) 実施形式

- ・講座は時間や場所に制限されないオンラインによる実施を基本とするが、ライブ配信の講座（オンデマンド講座のみは不可）もしくは対面型の講座を2回以上実施すること。
- ・受講者同士のネットワーク形成や学習意欲向上を目的とした交流会（オンライン・オフライン問わず）を企画・実施すること。

(カ) アンケートの実施

- ・講座開催後、受講者にアンケートを実施すること。
- ・アンケート内容は事前に県と協議すること。

(キ) 受講料

無料とする。

(ク) 受講者サポート

- ・受講者同士が交流・相談出来るコミュニティ体制を構築すること（Slack やLINE 等の活用も可能）。
- ・受講者が研修内容を理解しているかを適切に把握するための進捗管理や受講上の悩み等に関する相談に適切に対応する仕組みを設けるなど、受講離脱者を出さない対策やきめ細かなサポートを検討すること。
- ・ライブ配信した講座もしくは対面型で実施した講座については、受講後の復習や欠席者が閲覧できるよう撮影・編集を行い、オンデマンドでも提供すること。
- ・対面型の講座を実施する場合は、学習へのモチベーションや就労・就業への意欲を高めるため、ワークショップ形式など、受講者同士のつながりを作る機会を設けること。

ウ 就労・就業支援

講座修了生が、習得したスキルを活かして収入を得られるよう、就労・就業機会の創出と定着に向けた支援を行う。

(ア) 業務案件の開拓

都市部に本社・事業所を置く企業を中心に、修了生に紹介する高単価な業務案件を積極的に開拓すること。

(イ) マッチング支援

a 対象者

5（1）イで実施した講座の修了生

b 実施方法

- ・キャリアカウンセラーによるヒアリングを実施するなど、対象者の希望を踏まえて企業の円滑なマッチングにつながるサポートについて検討すること。
- ・対象者のスキルや希望条件と企業のニーズを的確に把握し、最適なマッチング支援を検討すること。

c 伴走支援

(a) チーム型就労支援（ワークシェアリング）の企画・運営

修了生のうち実務経験が乏しい者が、習得したスキルを実践の場で生かし、自信を持って本格的な業務受託へ移行できるよう、以下のOJT機能を担うチーム型就労支援（ワークシェアリング）を積極的に導入し、運営すること。

①業務の再設計とチーム編成

開拓した業務案件について、一つの業務を複数人で分担して遂行する「ワークシェアリング」に適した形に再設計すること。その上で、修了生のスキルレベルや特性を考慮し、リーダー、メイン担当、品質チェッカー等の役割を分担したチームを編成すること。これにより、個々の負担を軽減しつつ、チーム全体で品質を担保する体制を構築する。

②プロジェクトマネジメントと品質管理

受注者は、チームが遂行する業務の進捗、品質、納期を管理する専門のディレクターまたはプロジェクトマネージャーを配置すること。業務開始から納品まで一貫してチームをサポートし、発注企業が求める成果物の品質を確保する責務を負う。また、チーム内の円滑な情報共有のため、チャットツール等のコミュニケーション基盤を整備し、活性化を図ること。

③発注企業への説明と合意形成

ワークシェアリング形式で業務を遂行することについて、そのメリット（安定した品質確保、複数人による多角的な視点、リスク分散等）を発注企業に丁寧に説明し、十分に理解を得た上で実施すること。

④フィードバックとスキルアップ支援

業務完了後、発注企業からの評価に加え、プロジェクトマネージャーから各チームメンバーの働きに対する具体的なフィードバックを行うこと。成功体験の言語化と課題の明確化を通じて、各個人のスキルアップと次のステップ（単独での業務受託等）につながる機会とする。

(b) その他の伴走支援

- ・単独で初めて業務を受託する修了生に対し、円滑な業務遂行（コミュニケーション、品質管理、納期管理等）を支援する体制を構築すること。
- ・修了生同士の継続的な交流や情報共有を通じて、就労・就業意欲や学習意欲の維持・向上を図り、単年度で終結しない就労・就業機会への接続を可能とするコミュニティ型の運営設計を有すること。

d 留意事項

- ・受講者の就労・就業活動の状況を把握し、受講者からの相談には丁寧に対応すること。
- ・就労・就業支援に係る経費は、委託費の範囲内で賄うこと。
- ・業務委託の仲介を行う際は、フリーランスとして活動する者が不利益な取り扱いを受けることなく、発注者との間で公正な取引条件が確保されるよう配慮すること。
- ・職業紹介を行う場合は、有料職業紹介事業許可など、法令に基づく有効な許認可を有していること。また、求職者から手数料を徴収しないこと。

(ウ) 就労・就業状況の把握

- ・修了生の就労・就業状況に関する成果を把握するため、アンケート等を実施すること。
- ・アンケート内容は事前に県と協議すること。

エ 人材育成、就労・就業支援の検証

本事業の効果を多角的に測定・分析し、事業の改善及び次年度以降の施策展開に資する検証を行う。

(ア) 検証方法

受講者・修了生及び発注企業を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査、事業実績データ（就労率、就業率、平均月報酬額等）の分析を組み合わせる実施する。

(イ) 検証項目

- ・講座内容の満足度、スキル習得度
- ・就労・就業状況（案件応募者数、就労者数、就労率、就業者数、就業率、平均月報酬額等）
- ・事業全体の課題及び改善点

(ウ) 報告

検証結果を整理・分析し、次年度以降の事業の方向性に関する提言を含む報告書を作成すること。

オ スケジュール

想定される主な業務内容に関するスケジュールイメージは下記のとおりであるが、提案内容を踏まえた現時点で想定するスケジュールを作成すること。

なお、本技術提案については、令和8年4月1日付けでの契約を想定しているが、国の令和8年度当初予算の成立状況によっては、契約締結時期を調整する必要があるため、スケジュールの詳細については県と調整して決定すること。

<想定される主な業務内容及びスケジュール>

主な業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	～	12月	～	2月	3月
企画、広報準備	■	■								
参加者募集		■	■	■						
選考・開設準備				■	■					
講座実施					■	■	■			
就労・就業支援							■	■	■	■
事業の検証										■
報告書作成										■
業務案件の開拓		■	■	■	■	■	■	■	■	■

(2) 地域人材プラットフォームの構築

県内女性・企業を対象に、デジタル人材の育成、就労・就業支援、企業の経営変革・デジタル化支援を一体的に実施する「地域人材プラットフォーム」を構築する。本業務は、プラットフォームの構築に先立ち、その基盤となる事業計画、サービス内容、運営体制等を具体化することを目的とする。

ア 地域企業のニーズ調査

地域企業のデジタル化に関する課題や、外部人材活用（アウトソーシング）の潜在的ニーズを把握し、プラットフォームが提供すべきサービスの方向性を明確にするための調査手法を提案・実施すること。

(ア) 調査対象

県内に本社又は主たる事務所を有する企業

(イ) 調査企業数

10社程度

- ・業種や企業規模に偏りがないよう選定すること。
- ・選定にあたっては、事前に県と協議すること。

(ウ) 調査方法

経営者層又は実務責任者へのヒアリング調査を基本とする。

(エ) 調査項目

以下の例を参考に、企業ニーズを的確に把握するためのヒアリング項目を提案すること。

【例】・現在の事業概要と経営課題

- ・デジタル化の進捗状況、課題、今後の展望
- ・デジタル技術を活用して効率化・高度化したい業務内容
- ・外部人材（特にデジタルスキルを持つ人材）の活用意向
- ・業務委託（BPO）を検討したい業務の具体的内容と発注条件

イ デジタル人材育成の講座等の提案

上記アのニーズ調査結果を分析した上で、地域企業のニーズに合致し、かつ県内女性がスキルを習得しやすいデジタル人材育成講座等を企画・提案すること。

(ア) 企画内容

- ・育成すべき人材像（スキルセット、人物像）の定義
- ・講座カリキュラム案（基礎・応用、分野別など階層的に整理）
- ・効果的な学習形態（オンライン、オフライン、ハイブリッド）の提案
- ・想定される講師候補
- ・受講後のキャリアパスや就労・就業機会の展望

ウ 地域人材プラットフォームの設計

プラットフォームが持続可能で実効性のあるサービスを提供するための、機能、運営体制、事業性を設計すること。

(ア) 機能設計

プラットフォームが提供するサービス（人材育成、マッチング、企業支援等）に必要な業務、システム等の機能要件を定義する。

(イ) 運営体制設計

プラットフォームを安定的かつ継続的に運営するための体制（事務局の人員計画、役割分担、関係機関との連携体制等）を設計する。

(ウ) 事業性評価

収益モデル（マネタイズ手法）、コスト構造、損益分岐点分析等を行い、事業の持続可能性を評価する。

エ ロードマップの策定

本業務の成果を踏まえ、プラットフォームの構築から本格運用開始に至るまでの具体的な実行計画（ロードマップ）を策定すること。

(ア) 策定内容

- ・プラットフォーム構築
- ・運用開始までに必要な実施事項の整理
- ・各実施事項の優先順位付けと依存関係の明確化
- ・実現に向けたマイルストーン（中間目標）の設定
- ・各マイルストーン達成に向けた具体的なスケジュール（年次計画）

オ スケジュール

提案内容を踏まえた現時点で想定するスケジュールを作成すること。
なお、詳細については県と調整して決定すること。

6 実績報告等

以下の成果品を、それぞれ電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF等、県が指定する形式）で提出すること。

(1) デジタル女子人材の育成、就労・就業支援

- ア 事業実施計画書 一式
- イ 事業実施報告書（講座運営実績、就労・就業支援実績、広報実績を含む） 一式
- ウ 事業効果検証報告書 一式
- エ その他業務の履行に際して作成した資料

(2) 地域人材プラットフォームの構築

- ア 地域企業ニーズ調査報告書 一式
- イ デジタル人材育成講座等企画提案書 一式
- ウ 地域人材プラットフォーム設計書（機能設計、運営体制設計、事業性評価を含む） 一式
- エ ロードマップ 一式
- オ その他業務の履行に際して作成した資料

7 留意事項

本業務の受託者は、業務の目的を十分に理解し、その達成に向けて誠実に業務を遂行するとともに、以下の事項を遵守すること。

(1) 業務実施体制及び県との連携

- ・本業務を円滑かつ効果的に実施するため、業務全体の責任者及び各事業の担当者を明確にした実施体制を構築し、提案書に明記すること。
- ・業務の進捗状況、課題等について、県との定例会議（原則、月1回）及びその他必要に応じた協議の場を設け、常に情報を共有し、緊密な連携を図ること。

(2) 法令等の遵守及び公正な事業運営

- ・本業務の実施にあたっては、職業安定法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）、個人情報保護に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、その他関連する一切の法令、条例及び国が定めるガイドライン等を遵守すること。
- ・職業紹介に該当する行為を行う場合は、法令に基づく有効な許認可を有していること。また、求職者から手数料を徴収してはならない。
- ・5（2）の業務を行うにあたっては、特定の事業者や製品、サービス等に偏ることなく、常に中立・公正な立場から、支援対象企業にとって最善となる提案を行うこと。また、本業務の立場を利用した自社又は関連会社の営業活動を行ってはならない。

(3) 情報の管理及び秘密の保持

- ・本業務に関して知り得た情報（受講者の個人情報、支援対象企業の経営・技術情報等を含むがこれに限らない）の取扱いには最大限の注意を払い、漏えい、滅失及びき損の防止等のために必要なセキュリティ対策を講じること。
- ・本業務に関して知り得た情報を、県の事前の承諾なく本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。本契約終了後又は解除後においても同様とする。
- ・業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても秘密保持義務を負うことについて、必要な教育及び指導を行うこと。

(4) 再委託

本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部について、その性質上再委託することが適切と認められ、かつ、県の承諾を事前に書面で得たときは、この限りではない。この場合、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(5) 成果品の取扱い

本業務の実施により得られた成果品の著作権は、岡山県に帰属するものとする。

(6) その他

- ・委託業務の遂行に際しては、提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、岡山県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。
- ・本業務の遂行に起因する事故又は第三者に与えた損害については、県の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受託者がその責任と負担において解決するものとする。